

大阪港湾局 2021 年 6 月「液状化対策費負担の考え方（案）」

◇液状化対策実施の基本的な考え方

本来、事業者が自ら計画する施設規模や費用対策効果等をふまえ、液状化対策の要否・内容を判断・実施すべきもの

・建築基準法第 19 条では「湿潤な土地、出水のおそれの多い土地又はごみその他これに類する物で埋め立てられた土地に建築物を建築する場合には、盛土、地盤の改良その他衛生上又は安全上必要な措置を講じなければならない。」とされ、設計者（建築主）がその責を負うことになり、造成した当時の基準どおりに造っているのであれば、造成者の責任を問うことは困難（日本建築学会 HP より）。

・東京ディズニーランドにおいても事業者が液状化対策を実施しており、横浜ベイエリアでも土地所有者の責任として液状化対策を実施している事例はない（IR 予定地も実施予定なし）

・夢洲の用地は、大阪府下の土地に比して液状化の危険度が高いわけではなく、事業も用地としての適性を確保

・仮に土地所有者の責任として液状化対策を実施すれば、民間事業者の建設費用の一部を負担することとみなされ、地盤改良せずに売却してきた土地との公平性を保てず、住民訴訟により敗訴する可能性がある（弁護士意見）

したがって、液状化対策費用を負担するのであれば、夢洲における IR 事業の実現という“政策的な観点”から負担するという整理が必要

[政策的な観点]

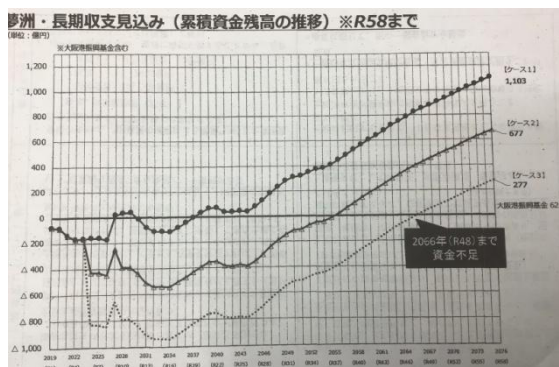
- ・ 確実な IR 誘致実現、夢洲の国際観光拠点形成、大阪臨海地域の活性化
- ・ 大きなリターン（大阪市の収入増加、大阪経済の成長、経済波及効果など）

◇夢洲における IR 事業にかかる液状化対策費用の負担

費用の負担にあたっては、IR 事業の実現による効果に応じた費用負担の按分を基本とし、関係部局での調整が必要

◇今回意思決定する内容

液状化対策費用を負担するのであれば、夢洲における IR 事業実現という“政策的な観点”から負担　なお、費用負担については、今後、関係部局での調整が必要



左図は大阪港湾局「夢洲・長期収支見込み」（2021 年 6 月）。土壌汚染・地中障害物対策、それに液状化対策のケース 3 では、2066 年 (R48) まで資金不足という。

(2022 年 7 月 6 日)